

令和8年長浜市農業委員会3月定例総会会議録

令和8年3月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（34人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

1番 稲田 司	2番 尚永 稔
4番 幸田 重徳	5番 脇坂 良平
6番 中川 半弥	7番 多賀 君子
8番 石橋 萬次郎	9番 阿辻 康博
10番 大塚 高司	11番 宮澤 幸次
12番 中川 亜希	13番 北川 富美子
14番 山口 衛	15番 清水 多枝子
16番 林 甚一郎	17番 片山 博之
18番 下司 治一	19番 宮元 孫善
21番 森 勘十	22番 中川 哲博
24番 田中 義人	26番 大谷 正人
27番 伊藤 泰子	28番 多賀 正和
29番 廣部 重嗣	31番 間所 秀夫
32番 角田 功	33番 橋本 治太郎
34番 小林 治一良	35番 筒井 伸彦
36番 服部 昇司	37番 山内 祥子

2. 会議に欠席した委員

3番 谷口 義信	20番 吉川 尚宏
23番 弓削 美穂	

3. 会議に出席した職員

局長	宮川 芳一	次長	宮本 安信
参事	大塚 邦生	副参事	近藤 英昭
主事	市川 紘生		

4. 議案等

報告	農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第107号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第108号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第109号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第110号	農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第111号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第112号	非農地判断について
議案第113号	長浜市農業委員会会長専決規程の制定について
議案第114号	長浜市農業委員会事務局規程の一部改正について

5. 議事録署名委員

15番	清水 多枝子	16番	林 甚一郎
-----	--------	-----	-------

午後1時30分開会

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会3月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数37名のうち、34名の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立をご報告いたします。

次に事務局より、報告と本日の会議次第について、ご説明いたします。

まず報告でございますが、2月16日に長浜アグリネットワークの視察研修がございました。関係の委員をはじめ、会長にもご出席をいただき、事務局も随行をいたしました。高

島市のみなくちファームも視察いただきました。

2月19日、滋賀県農業会議常設審議会が津市の農業教育情報センターにおいて開催されましたので、会長にご出席をいただいております。なお、今回は本市からの諮問案件がございましたので、事務局も出席をいたしまして説明をいたしました。

2月20日、滋賀県都市農業委員会連絡協議会の会長会が近江八幡市において開催されましたので、会長にご出席をいただきまして、事務局で随行させていただきました。

また、3月7日、事業企画運営委員会の農業経営未来塾が高月まちづくりセンター2階の研修室において開催されました。事業企画運営委員会の委員をはじめ、会長、多くの委員にご出席をいただきありがとうございます。

続きまして、今月の審議事項でございますが、3条申請が8件、4条申請が1件、5条申請が6件、農用地利用集積等促進計画の決定、土地改良事業参加資格交替承認、非農地判断、農業委員会会長専決規程の制定、農業委員会事務局規程の一部改正、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、今月の審議事項のうち、農地転用に係る案件につきましては、去る3月3日に当番委員であります、4番 幸田委員、5番 脇坂委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたしております。

各議案は、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。この後の議事進行は、長浜市農業委員会総会会議規則第7条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

欠席通告がありますので報告させていただきます。3番 谷口義信委員、20番 吉川尚宏委員、23番 弓削美穂委員からいただいております。

次に、議事録署名委員を指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、会長によりまして、15番 清水多枝子委員、16番 林甚一郎委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

まず報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

令和8年3月10日提出 長浜市農業委員会会長名

資料3 ページから12ページをご覧ください。

農地法第3条の3の権利取得による届出について、2月中に届出のあった13件、89筆、65,676.11㎡の農地の権利移動につきまして、すべて相続による所有権移転の届出がありましたので、受理をし、受理書を交付しています。

報告は以上です。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

令和8年3月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料13ページをご覧ください。

今月は1件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域内の住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところでは、

備考欄に※が記載されているものは、転用届出をせずに農地が造成されている案件、顛末案件です。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分のため、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、高田町地先、畑1筆、211㎡を貸し駐車場として転用したい旨の届出がありました。

位置図については、総会資料名、令和8年3月総会転用届出の1ページをご覧ください。

届出地は集落の西側に位置します。

周囲の状況は、東側は水路、西側は宅地、南側は里道、北側は水路です。

土地の相続時には親が既に造成をしており、農地法に基づく手続の不備があったことについて顛末書の提出を受けております。

以上、4条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

令和8年3月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料14ページ、15ページをご覧ください。

今月は1件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域内の、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところで、届出内容は、所有権の権利移動が伴う農地転用です。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分のため、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、宮司町地先、田10筆、1,982.27㎡、畑8筆、2,407㎡を売買により分譲宅地12区画及び集合住宅用地1区画の造成のため転用したい旨の届出がありました。

位置図については、総会資料名、令和8年3月総会転用届出の2ページをご覧ください。

届出地は集落の中央に位置します。周囲の状況は、東側は宅地、畑、西側は宅地、里道、南側は宅地、水路、畑、北側は宅地、田、畑です。

以上、5条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

令和8年3月10日提出 長浜市農業委員会会長名

通常、農地の賃貸借等を解除解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。

この規定に基づき、3月分として、農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

総会資料の16から17ページをご覧ください。

今月、農業委員会宛てに計14筆の解約の通知がありました。

内訳は、田14筆 合計で24,919㎡の解約です。

番号1から番号2は、中間管理事業による解約で、耕作目的の解約です。番号3は、相対による解約で、耕作目的の解約です。番号4は、中間管理事業による解約で、耕作目的の解約です。番号5から番号8は、相対による解約で、耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。会長、お願いします。

(会長)

ただいま報告のありました4件について、ご質問等がありましたら承りたいと思います。ないようですので、議案審議に移ります。

議案第107号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第107号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。

令和8年3月10日提出 長浜市農業委員会会長名

今月の3条申請は8件です。いずれも農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類等に不備はなく受付をいたしましたことをご報告します。

議案書は18から19ページです。

申請番号1、土地の表示、早崎町地先の青地の田、面積は2,829㎡です。申請地は、耕起がされている状態でした。申請地は従前から譲受人が耕作をされています。今回、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画も、譲受人が耕作者として設定されており特に問題はないと考えます。

申請番号2、土地の表示、湖北今町地先の白地の畑、面積は201㎡です。申請地は、譲渡人の親が死去され現在の相続人が他市に住んでおり、管理が出来ないため、隣地である譲受人が除草などの管理されており、今回、贈与で話がまとまり申請をされたものです。なお、譲受人は野菜栽培をする予定です。

次に、申請番号3は、1件の申請で申請地が2筆あります。

申請番号3(1)、土地の表示、大寺町地先の青地の田、面積は1,061㎡です。申請地は、現在、譲受人が耕作されています。地域計画上でも譲受人が設定されています。

申請番号3(2)、土地の表示、大寺町地先の白地の畑、面積は280㎡です。申請地は、現在、耕作はされてませんが、耕起すれば利用可能な状態です。

以上、2筆について、売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画も、譲受人が耕作者として設定されており特に問題はないと考えます。

申請番号4は、1件の申請で申請地が4筆あります。

申請番号4(1)、土地の表示、西主計町地先の青地の田、面積は3,254㎡です。

申請番号4(2)、土地の表示、西主計町地先の青地の田、面積は2,423㎡です。

申請番号4(3)、土地の表示、西主計町地先の青地の田、面積は873㎡です。

申請番号4(4)、土地の表示、西主計町地先の青地の田、面積は3,407㎡です。

以上、4筆について、すべての土地を譲受人が耕作されており、売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画も、譲受人が耕作者として設定されており特に問題はないと考えます。

申請番号5、土地の表示、余呉町中之郷地先の青地の田、面積は1,683㎡です。申請地は、現在、譲受人が隣接農地と一体的に耕作されている状況です。譲渡人は遠方に居住しており管理が困難なことから、今回、譲受人と贈与で話がまとまり申請されたものです。地域計画も、譲受人が耕作者として設定されており特に問題はないと考えます。

申請番号6、土地の表示、湖北町伊部地先の白地の田、面積は912㎡です。申請地は、現在、譲渡法人の職員個人が耕作をされており、譲渡人は市外に居住していることから処分を相談したところ、譲渡法人と売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画は、現在、変更手続き中です。

申請番号7、土地の表示、高月町西柳野地先の青地の田、面積は2,408㎡です。申請地は、稲刈り後の状態で、従前から譲受人が耕作をされており、今回、売買で話がまとまり申請

されたものです。地域計画においても、譲受人が耕作者として設定されており特に問題はないと考えます。

申請番号8は、1件の申請で申請地が2筆あります。

申請番号8（1）、土地の表示、加田町地先の白地の畑、面積は33㎡です。

申請番号8（2）、土地の表示、加田町地先の白地の畑、面積は33㎡です。

以上、2筆は、宅地に囲まれた土地で、耕作はされていない状況でした。土地の所有者が亡くなられ、相続人不存在となったことから、相続財産清算人が選任され、清算人から隣地である譲受人へ購入の打診をされたところ、話がまとまり申請されたものです。

以上、今回の申請8件につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料の1ページにあります許可要件調査書のとおり、譲受人の農地の効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

報告は以上です。

会長、お願いします。

(会長)

ただいま説明のありました、第107号について、ご意見ご質問を承りたいと思います。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

議案第107号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に議案第108号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第108号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和8年3月10日提出 長浜市農業委員会会長名

議案書20ページをご覧ください。

議案第108号につきましては、今月の締切までに1件の申請がありました。書類審査のう

え、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

なお、案件については、去る2月24日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、6番 中川半弥委員と34番 小林治一良委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和8年3月3日に4番 幸田重徳委員、5番 脇坂良平委員にお願いし行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。

よろしく申し上げます。

サイドボックス保存資料の令和8年3月総会転用申請1ページの地図をご覧ください。
申請番号1、南田附町地先の案件です。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、2ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、駐車場、物置、庭として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、幸田委員よりご報告いただきます。

(4番 幸田委員)

番号1について報告します。

3ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、南田附町地先、畑438㎡、転用目的を駐車場、物置、庭とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は宅地、南は宅地、北は水路です。

4ページの写真をご覧ください。

自宅横の所有農地を造成し、自家用駐車場の整備及び物置を設置するとともに、一部を庭として使用するために、転用申請を出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理し、処理できない分は、敷地の東側と北側の水路に排出される計画となっており、周辺に農地はなく、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。

会長、よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第108号について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第108号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので申請どおり許可することといたします。

次に議案第109号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第109号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和8年3月10日提出 長浜市農業委員会会長名

議案書21から23ページをご覧ください。

議案第109号につきましては、今月の締切までに6件の申請がありました。

書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に※が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続を進めるものです。

案件につきましては、先の議案第108号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出しております。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。

サイドブックス保存資料の令和8年3月総会転用申請5ページの地図をご覧ください。

申請番号1、八条町地先の案件です。

申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例

外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、6ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、駐車場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、脇坂委員よりご報告いただきます。

(5番 脇坂委員)

番号1について報告します。

7ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、八条町地先、畑224㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は道路、南は水路、北は宅地です。

8ページの写真をご覧ください。

譲受人は申請地の北側の空き家を購入して、古民家カフェを開業する予定ですが、利用者の駐車場がないため、駐車場の整備を計画され、土地を購入することで所有者と話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分については、敷地東側及び南側の水路に排出する計画になっており、周辺に農地もなく、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、田町地先の案件です。

9ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。都市計画法上の用途区域に指定されていることから、第3種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、10ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、分譲宅地とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、幸田委員よりご報告いただきます。

(4番 幸田委員)

番号2について報告します。

11ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、田町地先、田5筆畑1筆、2,291㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲宅地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は水路、南は宅地、北は道路です。

12ページの写真をご覧ください。

譲受人が分譲宅地の造成を計画され、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、新設水路を通じて敷地北側の道路側溝に排出する計画になっており、周辺に農地もなく、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、南小足町地先の案件です。

13ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。申請地は、半径500m以内に教育施設等が2箇所あり、上下水道管が埋設されている道路に接道していることから、第3種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、14ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、一般住宅、倉庫敷地とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、脇坂委員よりご報告いただきます。

(5番 脇坂委員)

番号3について報告します。

15ページの航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、南小足町地先、田2筆畑1筆、563㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅、倉庫とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は5条申請地、北は道路です。

16ページの写真をご覧ください。

申請地は、既に造成されています。これは、現所有者の亡くなった配偶者が30年以上前に自営の建設業の資材置場として使用するために造成されていたものの、事業を廃止されて以降は、長らく放置されたまま、現在に至っております。

この件については、事前に相談を受けており、農地等調査委員会で協議し、現時点において資材等が置かれている状況になく、搬入した残土をすべて撤去するまで求めることは困難であると判断し、顛末書の提出をもって転用申請を受けることもやむを得ないとの結論をいただいております。このたび、同敷地を利用して、譲受人が一般住宅と倉庫を建築されることになり、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、既設の水路を通じて敷地南側の河川に排水される予定であるため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、南小足町地先の案件です。

17ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。申請地は、半径500m以内に教育施設等が2箇所あり、上下水道管が埋設されている道路に接道していることから、第3種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、18ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、貸し資材置場、貸し駐車場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、幸田委員よりご報告いただきます。

(4番 幸田委員)

番号4について報告します。

19ページの航空写真をご覧ください。

番号4は、土地の表示、南小足町地先、田1筆、畑3筆、572㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸し資材置場、貸し駐車場とした申請です。

周囲の状況は、東は農地、西は農地、南は河川、北は道路です。

20ページの写真をご覧ください。

申請地は、申請番号3で説明した場所と同じ区域で、既に造成されています。これは、現所有者の亡くなった配偶者が30年以上前に自営の建設業の資材置場として使用するために造成されていたものの、事業を廃止された以降は、長らく放置されたまま、現在に至っております。

この件については、事前に相談を受けており、農地等調査委員会で協議し、現時点において資材等が置かれている状況になく、搬入した残土をすべて撤去するまで求めることは困難であると判断し、顛末書の提出をもって転用申請を受けることもやむを得ないとの結論をいただいております。

このたび、同敷地を利用して、譲受人が自宅建築予定地の横に自身が経営している法人の建設資材や重機等を保管する場所を整備することになり、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理し、処理できない分については、既設の水路を通じて敷地南側の河川に排水される予定であるため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、田村町地先の案件です。

21ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。申請地は、半径500m以内に教育施設等が2箇所あり、上下水道管が埋設されている道路に接道していることから、第3種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、22ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、駐車場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、脇坂委員よりご報告いただきます。

(5番 脇坂委員)

番号5について報告します。

23ページの航空写真をご覧ください。

番号5は、土地の表示、田村町地先、田13筆、5,069.29㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は農道、西は道路、南は農地、北は道路、宅地です。

24ページの写真をご覧ください。

譲受人が申請地の近隣でバターやチーズ等の製造工場を稼働しており、事業拡大に伴い、現在、工場敷地内に新工場の増築を進めており、新たに、新規で採用する従業員の駐車場を整備する必要があるため、所有者と売買で話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は新設水路を通じて、敷地東側の水路に排出する計画になっており、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、東上坂町地先の案件です。

25ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、26から27ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、太陽光発電施設とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、幸田委員よりご報告いただきます。

(4番 幸田委員)

番号6について報告します。

28ページの航空写真をご覧ください。

番号6は、土地の表示、東上坂町地先、田2筆畑1筆、2,503㎡、契約内容は売買で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、番号1の区域は、東は農地、西は道路、南は水路、北は水路です。番号2の区域は、東は水路、西は道路、南は農地、雑種地、北は水路です。

29から30ページの写真をご覧ください。

譲受人が長らく遊休農地になっている農地を利用して太陽光発電施設の設置を計画し、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理し、処理できない分については、既存の田の排水口を通じて既設の水路に排出する計画になっており、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長、よろしくをお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第109号について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

はい、多賀委員。

(28番 多賀委員)

申請番号6です。

東上坂町は周りも太陽光発電の計画や既に完成しているところもありますが、今回の譲受業者は、以前と同じ業者でしょうか。

(事務局)

令和7年7月に太陽光発電の転用申請があり、今回と同じ業者です。

(28番 多賀委員)

まだ、これからも申請があると思います。

以前もお話しましたが、里道、水路の管理をきちんとしてもらえるように、申し入れをお願いします。

(事務局)

承知いたしました。

(会長)

申請番号5の田村町の案件ですが、広大な面積を駐車場にされます。

現在の駐車場に工場を建設されるので駐車場を移転するという説明でしたが、新規採用の方も含めて何名の方が駐車場を使用されるのですか。

現在の駐車場は何台分の駐車スペースがあり、新規採用者を含めて何台分が必要になるのですか。

(事務局)

今回の申請の駐車場確保台数が、おおむね200台程度を予定されているという図面になっています。

現在、新しい工場を既存の工場のすぐ横に建築中で、予定では新規に500名程度を採用する予定ということですが、交代制で500人が駐車場を使うのではなく、まずは300名を採用して、最終的に500名まで増やす予定のようです。

既存の駐車場も利用しながら、200名程度の駐車場を確保したいということで、今回申請されました。

(会長)

先ほどの説明で、上下水道管が埋設されている道路に接道しているので、第3種農地と説明されましたが、さらに拡張していく場合、この南側も第3種農地になるのですか。

(事務局)

今回の南の農地は、申請地との間に別の構造物や道路や水路を挟むと隣接と言わないと思いますが、敷地全体が接道しているという考え方になるので第3種農地の判断になると思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

他にありませんか。

(会長)

他にないので、採決に移ります。

議案第109号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に議案第110号、農用地利用集積等促進計画(案)について事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第110号、農用地利用集積等促進計画(案)について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により承認することについて意見を求めます。

令和8年3月10日提出 長浜市農業委員会会長名。

この手続は、農地中間管理機構が間に入っているもので、県が公告を行うものです。なお、受付は市の農業振興課が行っております。

今回の案件は新規の案件、受け手の変更の案件があります。

まずは、新規の中間管理権の設定の案件です。

議案書は、26から42ページ、番号1から番号196までです。

これは、農地の貸手と借り手で事前に調整を行い、貸手が農地中間管理機構に農地を預け、中間管理機構が借り手に農地を貸すものです。

これら196筆、合計面積394,305㎡について、賃貸借又は使用貸借により利用権設定をされる計画です。なお、使用貸借は無料ですので、賃借料欄と支払欄は空白となっております。

続きまして、中間管理機構から借り手に権利の設定をされるものです。

議案書は43ページ、番号が1から番号7までです。

これは、農地中間管理機構が貸手、土地所有者から預かった農地を借り手、耕作者に貸すもので、貸手は変わらず借り手のみに変更されるものです。

全部で7筆、合計面積は14,913.06㎡について、新しい借り手の利用権設定をされる計画です。なお、それぞれ契約年数の違いがありますが、貸手の変わりはなく、最初の契約年数が継続となっているため、それぞれ年数が異なるものです。

説明は以上です。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第110号について、ご意見、ご質問等あれば承ります。

(会長)

ご質問等がないようですので採決に移ります。

参与制限対象委員につきまして、対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。2番 尚永稔委員、5番 脇坂良平委員、13番 北川富美子委員、14番 山口衛委員、15番 清水多枝子委員、29番 廣部重嗣委員、30番 池田美由紀委員が該当します。

その他に該当すると思われる方は挙手をお願いします。

対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第110号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので農業委員会として決定し、答申をいたします。

次に議案第111号、土地改良事業参加資格交替承認について事務局説明をお願いします。

（事務局）

議案第111号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。

令和8年3月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾にあります定例総会資料の3ページをご覧ください。土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっておりますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意のもとで、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合性を図られています。ただ、交替手続を行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。

総会資料44から45ページをご覧ください。

一覧表にございますように、今回、湖北土地改良区から申出がありました番号1から番号20の20件につきましては、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借、使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意のもとで土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

説明は以上です。

会長、お願いします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第111号について、ご意見、ご質問等あれば承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員について、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居親族となります。30番 池田美由紀委員が該当いたします。

それ以外で、該当者はおられないと思いますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。それでは対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第111号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを、農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、これを承認することとし、申出人に通知することといたします。

次に議案第112号、非農地判断について事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第112号、非農地判断について、このことについて、長浜市農業委員会非農地判断事務取扱要綱第7条の規定に基づき非農地判断を行うことについて意見を求めます。

令和8年3月10日提出 長浜市農業委員会会長名

今年度の農地パトロールにおいて、荒廃農地、B分類判定を行った農地のうち、山林様相となっており、周辺も山林となっている農地を12月の農地最適化委員会において選定いただきました。

選定いただいた農地のうち、地域計画区域内の農地については、農業振興上非農地とすることは厳しいとの農政部局の見解がありましたので、地域計画区域内の農地は除いて、土地所有者に事前通知を行い、非農地判断することについて1月から2月にかけて同意を求めました。

その結果、37筆の農地について非農地判断することに同意がありましたので、本総会に諮問させていただいたところです。

37筆につきまして説明させていただきます。非農地判断説明資料をご覧ください。

- 1 件目は堀部町の山際の池のほとりに位置している農地で、地目は田です。
- 2 件目は北野町の山際に位置する農地で、青地の畑ですが植林されています。
- 3 件目は醍醐町の山際に位置する農地で、地目は田ですが木が生い茂っています。
- 4 件目は今荘町の広域農道沿いの林に隣接した農地で、地目は畑です。
- 5 件目は木之本町金居原で杉野川沿いの林の中の農地で、地目は田です。

6件目から15件目までは木之本町杉野の農地で、いずれも山間部に位置した農地です。いずれも地目は田です。

16件目と17件目は木之本町杉本の山間部に位置した農地です。いずれも地目は田です。

18件目から20件目は木之本町古橋の農地で、国道303号沿い南側の林地化したところに位置した農地です。写真は遠方から取られていて、奥の方の林地化したところが対象地です。いずれも地目は田です。

21件目から25件目は木之本町石道の集落奥の山間部に位置した農地です。いずれも地目は田です。

26件目は木之本町大見の山間部に位置した農地で、地目は田です。

27件目は余呉町下余呉の山間部に位置した農地で、地目は田です。

28件目と29件目は西浅井町塩津中のJR湖西線沿いの山際に位置した農地です。いずれも地目は田です。

30件目と31件目は西浅井町余の山際に位置した農地で、地目は田です。

32件目は西浅井町大浦の山際の農地です。写真では、奥の山林様相の所が対象地で、地目は田です。

33件目は西浅井町菅浦の山間部に位置した農地で、獣害柵の内側に位置しています。地目は田です。

34件目は西浅井町山田の林地化した農地で、地目は畑です。

35件目は西浅井町小山の山際に位置した農地です。写真の左手奥の山林の所が対象地で、地目は田です。

36、37件目は西浅井町山門集落から奥に入ったところの植林された農地で、地目は田です。

いずれの農地につきましても、地権者の方から地目を山林に変更することについて同意をいただいています。

本総会で非農地判断することに承認いただきましたら、地権者に対し非農地証明を発出するとともに、職権により地目変更登記の申出を法務局に申請するとともに農地台帳の修正を行います。

説明は以上です。

会長、よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第112号について、ご意見、ご質問等あれば承りたいと思います。

はい、林委員。

(16番 林委員)

非農地判断で地目が変更されると、今後は、固定資産税が山林の評価となるのでしょうか。

(事務局)

地目を山林に変更するということで、固定資産税は山林として算定されると思います。

(16番 林委員)

よくわかりました。ありがとうございました。

(29番 廣部委員)

登記の変更は誰が費用を負担するのですか。

(事務局)

今回の地目変更につきましては、市の職権で、変更登記を法務局の方に向け合しまして、変更してまいりますので、個人に費用が掛かることはないと思います。

(29番 廣部委員)

非農地にするというのは、地権者から申出があつての話だと思います。農地として利用できる土地が減っている現状があり、こういった土地については非農地にした方がいいと思いますが、これは農業委員の仕事でしょうか。

(事務局)

非農地判断につきましては、国の方からも積極的に行っていくようにと農業委員会の方に通達が来ております。

今回の非農地判断の対象農地は、農地パトロールにおいて非農地判断を行っているところです。

昨年8月頃に要綱を制定させていただいた個人の方から山林化した農地の非農地判断の申請があつたところにつきましては、農業委員会に諮問させていただいて非農地判断をしていく要綱となっております。

(29番 廣部委員)

ありがとうございます。

(会長)

他にありませんか。

はい、角田委員。

(32番 角田委員)

今回の非農地判断ですが、大方、木之本町、余呉町、西浅井町になっていますが、他にも非農地判断するようなところは、今回の倍以上はあると思いますが、来年以降も判断していくのですか。

(事務局)

地域を特定して非農地判断をしているのではなく、農地パトロールにおいて荒廃農地B分類の判断で、山林化したところを選定いただいた所が今回の対象地となっており、浅井やその他でも選定されているところもありますが、地権者の同意が得られたところが、今回の非農地判断対象農地の37件となっております。

(会長)

はい、林委員。

(16番 林委員)

今回、非農地判断対象地が37件ありますが、農地を山林化してそのままにしておいたら、登記を変更する手数料もいらず、登記が変更になっていたということになります。承諾をとるのはいいのですが、荒廃農地をそのままにしといたら市が農地を山林に登記を変更してくれたと言われたら困るのではないのでしょうか。

(会長)

今、事務局がおっしゃいましたように、農地パトロールを行い荒廃農地B分類判断農地の所有者に通知が行きまして、所有者から同意を得るという手順です。

今回の非農地判断の対象地は、農地パトロールを行って農業委員が農地を確認して、ここは山林になっているので非農地判定をしてもよいという農地です。

勝手に事務局が選定した農地ではなく、農地最適化委員会において選定し、所有者の同意を得て、総会に諮って同意を得られたら、事務局から法務局に長浜市農業委員会として非農地判断をいたしましたので、地目変更お願いしますということになりますので、ご了解いただきたいと思います。

(16番 林委員)

はい、わかりました。

(会長)

はい、角田委員。

(32番 角田委員)

この山林は自然に生えたのではなく、転作事業で、転作をするのに、樹木の転作でもよいということでした。国が通達を出してから40年です。

そういったことがあったことを、お知りおきください。

(会長)

このように、令和8年度以降も、農地パトロール時に非農地判断をすべき土地については、所有者の意向を確認し進めていきますので、よろしくお願いします。

採決に移ります。

議案第112号、非農地判断について、議案どおり非農地とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、農業委員会において非農地と判断することといたします。

次に議案第113号、長浜市農業委員会会長専決規程の制定について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第113号、長浜市農業委員会会長専決規程の制定について、このことについて、長浜市農業委員会会長専決規程を次のように定める。

令和8年3月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料48から49ページをご覧ください。

本議案は、長浜市農業委員会の権限に属する事務について、会長が迅速かつ円滑に処理できるよう、会長専決事項を定める規程を新たに制定するものです。

本規程を制定する理由を申しあげます。

農業委員会の事務の中には、時期的に総会で審議することが困難な事項や、総会で審議するまでもなく日常的、定型的に処理すべき事項が存在します。これらの事項について、その都度総会の議決を経ることは、事務の迅速な執行の観点から必ずしも効率的ではありません。

そこで、会長が単独で決定、処理できる事項、専決事項を明確に定めることにより、委員会事務の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的として、本規程を制定するものです。

内容について説明します。

第1条は、目的を定めています。

本規程は、長浜市農業委員会の権限に属する事務の円滑な執行を図るため、会長の専決事

項を定めることを目的とします。

第2条は、会長専決事項を定めています。

会長が専決できる事項として、6項目を定めています。各専決事項の内容について補足します。

第1号は、職員の任免についてです。

農業委員会等に関する法律第26条第3項は、職員は、農業委員会が任免すると規定しています。本来は農業委員会の総会での議決が必要な事項ですが、職員の採用、退職等の任免事務は時期的に総会で審議することが困難なため、会長専決とするものです。例えば、4月1日付の人事異動の場合、その後に招集される総会を待っていては任免が間に合わないというケースがあります。

第2号は行政不服審査会への諮問についてです。

情報公開請求や個人情報の開示請求に対する不服申立てがあった場合に、長浜市行政不服審査会へ諮問する事務です。法定の手続に従い定型的に行われます。

第3号は競売、公売に係る農地法許可についてです。

競売、公売において農地の買受適格証明書の交付を受けた者が農地法第3条、農地の権利移動、又は、第5条、農地の転用目的権利移動の許可を申請した場合の許可事務です。証明書交付時の審査内容と申請内容が同一であることを条件としています。なお、証明書交付時と申請内容が異なると認められる場合は、専決の対象外とし、総会で審議します。

第4号、第5号は、委員、事務局長の出張命令、事務局長の服務についてです。

第6号は委員会が指定する事項についてです。

第1号から第5号に定めるもののほか、新たな専決事項が生じた場合に備え、包括規程を設けるものです。

第3条は報告義務です。

会長が第2条第1号から第3号の事項を専決した時は、専決後に招集する最初の総会に報告しなければならないと定めています。

これは、専決による迅速処理と、委員全員への情報共有を両立させるための規程です。また、第4号、第5号については、日常的な事務管理であることから報告義務の対象外としています。

従前より、会長の専決事項については明文の規程を設けておりませんでした。慣習的に事務処理を行ってまいりました。この度、会長の専決事項を改めて整理し、年度の切り替わりのこの時期に、新たに規程として制定するものです。

本日議決いただければ同日付で施行するものとします。

説明は以上です。

会長、よろしく申し上げます。

(会長)

議案第113号について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。
ございませんか。

(会長)

それではご質問等もないようですので、採決に移ります。

議案第113号、長浜市農業委員会会長専決規程の制定について、制定案のとおり制定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、農業委員会において制定することといたします。

次に、議案第114号、長浜市農業委員会事務局規程の一部改正について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第114号 長浜市農業委員会事務局規程の一部改正について、このことについて、長浜市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和8年3月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料50から52ページをご覧ください。

本議案は、長浜市農業委員会事務局規程、平成18年長浜市農業委員会訓令第2号の第7条を改正するものです。

本規程を改正する理由を申し上げます。

農業委員会では、従前より事務局規程の第7条で、定型的、軽易な事務については、事務局長が専決処理できるように規定しています。しかし、農地法をはじめとする農業関係法令の改正や実務の変化に伴い、処理すべき届出、証明、照会等の事務が多様化、増加しており、現行の専決事項では実態に対して不十分となっています。

このため、今回、第7条の専決事項のうち、現状にそぐわない規程や不足する規程を見直すものです。

改正の内容について説明します。

第7条第1項第1号の改正についてです。

現行規程の第1号に記載の県内という文言を削除します。市長部局の事務決裁規程においては、出張命令に地理的な範囲の制限を設けていません。このため、市長部局との表現を統一する観点から県内という文言を削除するものです。

次に、第7条第1項第7号の改正についてです。

現行の第7号は、農地法第4条第1項第7号、又は第5条第1項第6号に基づく届出による処理としていましたが、これを、次に掲げる事務の処理に改め、ア～コの10項目を新

たに列挙します。各項目の内容について補足します。

アは、農地法に基づく各種届出の受理についてです。農地中間管理機構による権利取得の届出、相続や法人の合併など農地法第3条の許可を受けずに農地の権利を取得した場合に行う事後届出、市街化区域内の農地を転用する場合や転用を目的として権利移動する場合の届出、ビニールハウス等の農作物栽培高度化施設に係る届出です。

イは、合意解約の通知の受理についてです。

ウは、認定農業者からの事前確認申出の処理についてです。

認定農業者が農業用施設を設置しようとする場合、市町村の地域計画に当該施設が記載されていれば、農地転用の許可が不要となる場合があります。

エ・オは、農業用施設の転用に関する届出や田畑転換等農地の形状変更の届出の受理についてです。

カは、地目変更登記に係る登記官からの照会への対応についてです。

キは、租税特別措置法施行規則に基づく証明書の交付についてです。

農地を相続・贈与した場合の相続税・贈与税の納税猶予など、農業委員会が発行する証明書の交付事務です。

クは、市街化区域内農地の買受適格証明についてです。

都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地の競売、公売に伴う買受適格証明を発行する事務です。

ケは、農地基本台帳の作成・登載・補正・訂正等の日常的な事務についてです。

コは、委員会から指定されたその他の事項についてです。

将来新たな専決事項が生じた場合に備え、包括規程を設けるものです。

以上アからコは、定型的な届出処理を事務局長が迅速に対応できるようにするものです。

最後に、第7条第3項の新設についてです。

事務局長が第1項第7号に掲げる事項を専決処分した時は、専決後に招集される最初の総会に報告しなければならない旨を新たに規定します。これにより、事務局長による専決処分の内容を委員全員が確認、共有できる仕組みを設けるものです。

この事務局規程は、本日議決いただければ同日付で施行するものとします。

説明は以上です。

会長、よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明がありました議案第114号について、ご意見ご質問等があれば承りたいと存じます。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

議案第114号、長浜市農業委員会事務局規程の一部改正について、改正案のとおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、農業委員会において改正することといたします。

以上で本日の議案審議は終了をいたします。

午後3時30分 閉会